

IV. 諸規程

< 諸規程 >

○北海道医療大学大学院学則

○学位規程

○大学院医療技術科学研究科学学位規程施行細則

○北海道医療大学大学院長期履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員（第8条—第17条）
- 第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与（第18条—第24条）
- 第4章 教員組織と運営機構（第25条—第28条）
- 第5章 学年、学期、休業日（第29条—第31条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学（第32条—第45条）
- 第7章 入学検定料及び学納金（第46条—第48条）
- 第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生（第49条—第54条）
- 第9章 賞罰（第55条・第56条）
- 第10章 図書館、研究指導施設（第57条・第58条）

附則

第1章 総則

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。
- 2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
- 3 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
- 4 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 7 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 9 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
- 10 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。
- 11 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健

康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。

12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

13 医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）においては、人々の健康増進と保健医療の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人の養成を教育目的とする。

（自己評価等）

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。
（研究科専攻）

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻

（課程）

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

医療技術科学研究科 臨床検査学専攻 修士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限）

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

（収容定員）

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程（薬学専攻）	収容定員12名 （入学定員3名）
歯学研究科博士課程（歯学専攻）	収容定員72名 （入学定員18名）
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	収容定員30名 （入学定員15名）
看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）	収容定員10名 （入学定員5名）
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
（臨床福祉学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
心理科学研究科修士課程 （臨床心理学専攻）	収容定員40名 （入学定員20名）
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） （臨床心理学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
リハビリテーション科学研究科修士課程 （リハビリテーション科学専攻）	収容定員10名 （入学定員5名）
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程） （リハビリテーション科学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
医療技術科学研究科修士課程 （臨床検査学専攻）	収容定員8名 （入学定員4名）

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員 （履修方法）

- 第8条 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 4 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）、臨床福祉学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場

合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 6 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、60単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 9 医療技術科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

（教育課程）

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（A）のとおりとする。

2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（B）のとおりとする。

3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（C）・（D）・（E）・（F）のとおりとする。

4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（G）・（H）のとおりとする。

5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（I）・（J）のとおりとする。

6 医療技術科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（K）のとおりとする。

（単位数）

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

（1）講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で認めるものとする。

（1）修士課程

3年又は4年

（2）博士課程（後期3年の課程）

4年から6年

(3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程

5年から8年

(指導教員)

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

(授業科目の選定)

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

(教育方法の特例)

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

(特別聴講)

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第23条 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以

上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

- 3 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 4 看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 5 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 6 心理科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 7 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 8 リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程）の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 9 医療技術科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。
- 10 課程修了の認定は、学長が行う。

（学位の授与）

第24条 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）の学位を授与する。

- 2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（歯学）の学位を授与する。
- 3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。
- 4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）博士課程（後期3年の課程）を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）の学位を授与する。
- 5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。
- 6 医療技術科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床検査学）の学位を授与する。
- 7 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

（教員組織）

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

（評議会）

第26条 本学に評議会を置く。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長

- (7) 大学病院長
 - (8) 歯科クリニック院長
 - (9) 予防医療科学センター長
 - (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
 - (11) 学長が指名する教授
- 3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
 - (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
 - (4) 学位授与の基本に関する事項
 - (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
 - (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
 - (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
 - (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項
- 4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。
- (研究科委員会)
- 第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。
- 2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。
- (1) 各研究科の教授
 - (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めたもの。
- 3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
 - (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項
- 4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。
- (事務組織)
- 第28条 本大学院に、事務職員を置く。
- 第5章 学年、学期、休業日
- (学年)
- 第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (学期)
- 第30条 学年は、次の2学期に分ける。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- (休業日)
- 第31条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 10月10日
 - (4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
 - (5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで
 - (6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで
- 2 学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 看護福祉学研究科及び心理科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合
- 3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（6年課程）を卒業した者
 - (2) 修士の学位を有する者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
- (1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願出なければならない。

(入学検定)

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第37条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

- 2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。
- 3 学長は、保証人が不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。
- 4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。
- 5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたときは、第1項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

(1) 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程、リハビリテーション科学研究科修士課程又は医療技術科学研究科において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認めた者(ただし、休学期間を算入しない。)

(2) 第38条第2項に定める休学の期間満了後、第39条に定める復学願出のない者

(3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者

(4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	医療技術科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	入学時のみ 本学卒業生免除 修士課程 博士課程
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
授業料	750,000円	750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	800,000円 750,000円	800,000円	

2 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下

「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。)とする。

3 長期履修学生が、履修期間の変更(短縮又は延長)を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。

4 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

5 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

6 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

(復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)

第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

2 前期若しくは後期途中で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。

3 前期又は後期途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

4 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(学納金の徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

2 学納金納入猶予期間は、納入期間後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、学則第41条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(外国人学生)

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第32条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願出しなければならない。

(委託学生)

第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第31条及び第32条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3 聴講生に関する規定は別に定める。

（科目等履修生）

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第17条の規定によるものとする。

3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

（表彰）

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

（懲戒）

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

（1） 性行が不良で、改善の見込みのない者

（2） 学力が劣等で、成業の見込みのない者

（3） 正当な理由がないのに、出席が常でない者

（4） 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

（図書館）

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

（研究指導施設・設備）

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附 則（令和6年4月1日）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 学則別表（Ⅰ）・（Ⅱ）リハビリテーション科学研究科共通科目のうち「教育学特論」、「教育臨床支援学」、「同「教育学特講」、「教育臨床支援学特講」については、令和6年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。

○学位規程

平成4年3月13日制定

(趣旨)

第1条 学位規則(平成3年文部省令第27号)第13条の規定に基づき、北海道医療大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に授与するものとする。

(学位論文の提出)

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願(別紙様式第4)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書(別紙様式第5)に学位論文、論文要旨、論文目録(別紙様式第6)、履歴書(別紙様式第7)及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

4 論文審査料については、別に定める。

5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員(主査1名、副査2名以上)を選出して、審査委員会を設ける。

2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

(1) 他の研究科の教員等

(2) 他の大学院又は研究所等の教員等

(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由が

あるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

（研究科委員会の審議）

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（審議結果の報告）

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

（学士の学位の授与）

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式1）を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

（修士の学位の授与）

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式2）を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

（博士の学位の授与）

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記（別紙様式2）を、また、同条第2項による者については学位記（別紙様式3）を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

（学位論文要旨等の公表）

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

（専攻分野の名称）

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

（学位の名称使用）

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

（学位授与の取消し）

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評

議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年10月19日から施行する。

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（臨床検査学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月（6月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式2） 4部
- (3) 論文要旨（様式3） 10部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式4） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。

3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式5により報告する。

4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式6により報告する。

6 学位規程第14条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第4条 この細則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

様式1（第2条関係） 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2（第2条関係） 学位論文

A4版（横書き）に記し、A4版のファイルに綴じる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究科名、氏名を記すこと。論文は手書き、ワープロいずれでも可。

様式3（第2条関係） 論文要旨

A4版（横書き）に記すこと。（1600字以内）

様式4（第2条関係） 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式5（第3条関係） 報告書A（A4版）

(趣旨)

第1条 北海道医療大学大学院学則(以下「学則」という。)第12条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、学則第12条第2項に定めるところによる。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条第3項に定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第39条に定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書(様式第1号)により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(長期履修期間の短縮・延長・取り止め)

第7条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書(様式第2号)により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第46条に定めるところによる。

(学則の準用等)

第9条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。